

(様式1)

### 工事請負代金債権譲渡承諾申請書

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者  
(譲渡人) 所在地  
商号名  
代表者  
(譲受人) 同上

印

印

譲渡人が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を譲受人に譲渡することにつき、大分県公共工事請負契約約款第5条第1項ただし書きによる承諾を申請します。

譲受人は、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し下記の制度により当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、「地域建設業経営強化融資制度」を利用する場合には担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償権を担保するものとします。

また、譲渡人及び譲受人は大分県公共工事請負契約約款に定められた前払金、中間前払金及び部分払金は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

#### 記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 契約工期 自 令和 年 月 日  
(現時点) 至 令和 年 月 日
- 4 債権譲渡額

(1) 工事請負代金額 円  
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額)

－ (2) 前払金額 円

－ (3) 中間前払金額  
及び部分払金額 円

(4) 債権譲渡額 円 (令和 年 月 日現在)  
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額)

- 5 活用する予定の融資制度 (複数可)

- (1) 大分県建設業育成資金
- (2) 下請セーフティネット債務保証事業
- (3) 地域建設業経営強化融資制度

- 6 添付書類

- (1) 保証人等の承諾書 (履行保証契約等において承諾が必要な場合)
- (2) 工事履行報告書 (地域建設業経営強化融資制度を利用する場合)

(様式1-2)

### 債権譲渡承諾書

令和 年 月 日

[譲渡人] 殿  
[譲受人] 殿

発注者

公印

申請があった工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記の条件を付して、大分県公共工事請負契約約款 (以下「約款」という。) 第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって、約款第45条に規定する譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は大分県公共工事請負契約約款に定められた前払金、中間前払金及び部分払金は、本承諾以降は請求できないものとする。

#### 記

- 1 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款第52条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し引き渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
なお、変更契約により工事請負代金額に増減が生じた場合には、工事請負代金債権譲渡承諾申請書4の(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。
- 2 譲渡人及び譲受人は債権譲渡契約を締結しなけりばならず、締結後は債権譲渡契約書の写しを添えて、すみやかに連署にて発注者に債権譲渡通知書 (様式2) を提出すること。
- 3 本件譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する本件工事に係る貸付金及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用する場合に保証事業会社が本件工事に關して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 「地域建設業経営強化融資制度」を利用する場合には、保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に關しては譲受人が責任を持って行うこととし、発注者は關与しない。
- 6 譲渡人は、変更契約により請負代金額に増減が生じた場合には、変更契約書の写しを遅滞なく譲受人に提出しなければならない。